

### 3

## 相続人様の戸籍謄本について

現在の戸籍謄本のご提出をお願いいたします。ただし、以下に該当する方は、現在の戸籍謄本のご提出は不要です。

●被相続人様と同じ戸籍の方

●婚姻等により、被相続人様の戸籍から除籍された方で、除籍から現在まで姓(名字)に変更がない方

### 具体例

被相続人 兵庫 太郎様の  
戸籍から除籍

旧姓 兵庫 花子様  
→新姓 姫路 花子様

#### <除籍謄本 記載例>

平成〇〇年〇〇月〇〇日姫路太郎と婚姻届出  
兵庫県姫路市北条〇〇丁目〇〇番地に夫の氏の新戸籍  
編成につき除籍

現在の姓 ①  
姫路 花子様

被相続人様の戸籍から除  
籍された時と現在の姓が  
**同じ**

→ 相続人様の現在の  
戸籍謄本は不要です

現在の姓 ②  
神戸 花子様

被相続人様の戸籍から除  
籍された時と現在の姓が  
**異なる**

→ 相続人様の現在の  
戸籍謄本が**必要**です